

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

徳島県木材認証機構会長 殿

申請者 住 所  
名 称

代表者名 ..... 印

（徳木バイオ第 号）

貴機構の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 所属組合名： \_\_\_\_\_

2. 従業員数： \_\_\_\_\_

3. 分別管理責任者： \_\_\_\_\_

4. 連絡先(電話及びFAX)： 電話； \_\_\_\_\_ FAX； \_\_\_\_\_

5. メールアドレス( )： \_\_\_\_\_

6. ホームページ URL( )： \_\_\_\_\_

( )メールアドレス及びホームページ URL が有る場合のみ記入して下さい。

今回の継続申請においては、添付別紙にて前回登録時の申請内容からの変更点（所在地、代表者、事業内容、敷地及び施設・設備等）の有無を記載して下さい。

また、変更有の場合は、その変更内容を記載した上で申請して下さい。

## 前回登録申請時からの変更点について

## 1. 変更無

## 2. 変更有(こちらを選択の場合は下表に変更内容を記載)

変更の無い項目については記載して頂かなくて構いません

	変更前(前回申請時)	変更後(本申請時)
所在地		
企業名(事業者名)		
代表者名(役職名含む)		
分別管理責任者		
敷地及び 施設・設備等( )		
事業内容		

( ) 敷地及び施設・設備等に変更がある場合は、変更後の『事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の状況』を別紙(配置図:様式は任意、図内に各施設の敷地面積を記載)にて提出して下さい。

## 分別管理及び書類管理方針書

本方針書は、徳島県木材認証機構が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成 年 月 日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

### （適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

### （分別管理責任者）

- 分別管理を適切に行うため、\_\_\_\_\_（氏名）を分別管理責任者として定める。
- 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

### （分別管理の実施）

- 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一

般木質バイオマス为原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上